

京都市交通局次長等専決規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年5月6日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第2号

京都市交通局次長等専決規程の一部を改正する規程

京都市交通局次長等専決規程の一部を次のように改正する。

別表第2 企画総務部長の項第15号中「不動産の買収及び補償」の次に「の契約並びにこれら」を加え、同項中第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 1件時価5,000,000円以下の不用品又は用途廃止した固定資産の売却及び交換の契約に関すること。

別表第2 増収増客担当部長の項第3号及び第5号中「並びに契約」を削る。

別表第2 総務課長の項中第9号を第10号に、第8号を第9号に、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 1件時価3,000,000円以下の不用品又は用途廃止した固定資産の売却及び交換の契約に関すること。

別表第2 営業推進課長の項第3号中「並びに契約」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)